

出資配当金 通知書 送付のご案内

平素は、当組合事業をご利用いただきありがとうございます。

当組合では、平成30年6月15日に開催しました第22回総代会の決議に基づき、出資配当金・事業分量配当金を平成30年6月29日に組合員皆様ご本人の口座へお支払し、同時にその内容について出資配当金通知書をご本人様宛にお届けしております。

出資配当金通知書は、当組合の組合員名簿に記載された住所宛に郵送させていただいておりますが、転居等ご連絡先の変更をご通知いただけないなどの理由でお届けする事が出来ず、当組合からの連絡が取れない組合員がおります。

当組合では、住所不明となった組合員の方々に付き、平成28年4月以降の組合事業(信用・共済・経済等)のご利用等の確認ができない場合は、組合定款で定めた組合員資格を喪失されたものとし、組合員資格喪失手続きを取らせていただく事がございます。

※組合員資格とは、引き続き組合の事業(信用・共済・経済等)を利用する事が適当であると認められた組合員

上記内容につきましては、

平成31年1月31日(木)までに支店窓口または、担当窓口まで何卒ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

担当窓口

JAいるま野 生活組織課

TEL 049-227-6325



**出資配当金通知書
届いていますか?**

届いていない場合は、お住まいの住所登録が正しく行われていない可能性がありますので支店窓口へお問い合わせください。

出資配当金、事業分量配当金のお知らせ

平素は、当組合の事業をご利用いただきありがとうございます。

平成30年6月15日に開催しました第22回通常総代会の決議により、出資配当金並びに事業分量配当金を6月29日に組合員のみなさまのご指定口座へお振込みをさせていただき、そのご案内はがきをご本人様宛に郵送させていただきました。

出資配当金、事業分量配当金、カントリー利用分の事業分量配当金についてご説明します。

出資配当金、事業分量配当金のお知らせ

出資配当金

[源泉税率：20.42%] (単位：円)

	出資金額	配当金額	源泉徴収額	支払配当金
当期				
期中				
合計				

※年度内の増資及び新加入につきましては、日割り計算をしております。

※出資配当金は年2%の割合です。

事業分量配当金

[源泉税率：個人 20.315% 法人 15.315%] (単位：円)

内訳	事業分量配当金額	源泉徴収額	税引後配当金	消費税額	支払配当金
貯金					
貸出金					
共済					
購買品					
合計					

※事業分量配当金は、出資者本人の事業利用を対象に計算しております。

※源泉税率には復興特別所得税が適用されております。

事業分量配当振込明細書

(カントリー利用分)

カントリー利用分事業分量配当金

(単位：円)

内訳	事業分量配当金額	消費税額	支払配当金
カントリー			

【出資配当金】

当期：平成 29 年 4 月 1 日以前から出資いただいている金額が表示されています。

期中：平成 29 年 4 月 1 日以降に新たに出資いただいた金額が表示されています。

期中については、日割り計算をしております。

※平成 29 年 4 月 1 日より電子的管理方法(ペーパーレス)へと移行させていただきました。出資金残高につきましては、ご案内の出資金額にてご確認いただきますようお願いいたします。

【事業分量配当金】

事業分量配当金は、出資者本人の事業利用を対象に配当させていただいています。

・貯金

定期性貯金平均残高 10,000 円に対して 4 円の割合

※定期性貯金：通知貯金・定期貯金・積立定期・財形貯金・定期積金

・貸出金

貸出金利息 10,000 円に対して 250 円の割合

※貸出金：事業資金・住宅資金・営農資金・一般資金

・長期共済

長期共済保障額 100,000 円に対して 9.5 円の割合

※長期共済：生命共済・建物更生共済・年金共済

・購買品

生産資材の利用（一部生産資材を除く） 10,000 円に対して 250 円の割合

※生産資材：肥料・農薬・出荷資材・その他生産資材

・カントリー利用

カントリーエレベーター利用料(米) 1,000 円に対して 130 円の割合

※カントリーエレベーター利用に対する平成 29 年度特別配当となります。

※ご案内はがきは、平成 30 年 3 月 31 日時点の組合員名義・住所にて作成しています。

※ご不明な点がございましたら、ご案内はがきに記載されている取扱支店にお問い合わせください。

お願い

- ご案内通知が届かない・・・現在お住まいの住所登録が正しく行われていない可能性があります。
- 住所が変更になった・・・住所変更手続き、又は脱退手続きが必要になります。
- 氏名が変更になった・・・氏名変更手続きが必要になります。
- 組合員本人がなくなられた・・・相続手続き、又は脱退手続きが必要になります。

組合員資格に変更が生じた場合は、**取扱支店**までご連絡ください。